

08 文部科学省 構造特区第25次 再検討要請回答

管理コード	080010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	保育所型認定こども園の有期認定規定の廃止	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018050	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 厚生労働省 文部科学省
該当法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条
制度の現状	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。

求める措置の具体的内容	保育所型認定こども園のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.4.1 現在兵庫県下 41 市町のうち待機児童がある市町は 11 市町で、約 3/4 の市町には待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。 ・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、その時点で設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能。 ・ 平成 27 年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>将来的な保育需要に対応するために有期認定が必要とのことであるが、例えば特区の指定範囲内において、一定期間の待機児童数等を指標とし、大幅な保育需要の増加が見込まれることがなさそうだと判断された場合、自治体が貴省庁に同意を得ることで有期認定期間を延長するなど、実情に応じた柔軟な対応をしていただくことは不可能か。そのような可能性を含め御回答願いたい。</p>		
提案主体からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4 現在、兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3／4の市町には待機児童がない。また、今後ますますの少子化により保育需要の減少が見込まれていることから、当該規定を兵庫県下一律に設定する必要性は乏しい。 ・以上のようなことから、兵庫県下一律ではなく、その地域の状況に応じて有効期間を設定できるよう求めるものである。 		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I
<p>保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づき、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされており、この有効期間を廃止することは適当ではない。</p> <p>なお、認定の有効期間の更新については、国の同意等は特段求められていない。</p>			

08 内閣府 構造特区第25次 再検討要請回答

管理コード	080020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の認可	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1024010
提案主体名	愛媛県 今治市		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
該当法令等	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」
制度の現状	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>●具体的事業の実施内容</p> <p>四国(愛媛県今治新都市)に新しい大学獣医学部を設置し、四国地域の獣医療技術レベルの向上はもとより、グローバル時代に対応した国際的な信頼を得られる獣医師養成を目指すと共に、「地域の二次診療・高度獣医療の拠点」、「現役獣医師の卒後教育の拠点」、「感染症事象発生時における地域の危機管理の支援拠点」の3大機能を有する体制を構築する。</p> <p>●提案理由</p> <p>◎動物診療に対する社会的ニーズも高度化・専門化が進んでいる中、TPP時代における日本の食の安全確保を考えたとき、獣医療レベルの向上が喫緊の課題である。</p> <p>そのため、国際水準の教育体制を目指す新しい大学は、現役獣医師の知識や技術の高度化に通じた卒後教育を行う拠点となり得ると共に、最先端の動物二次診療・高度獣医療の拠点となる。</p> <p>◎国際獣疫事務局(OIE)は、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の感染症事案発生時における対策の初動として、ゾーンでの防御態勢構築を求めているが、四国ゾーンには危機管理の支援機能を有する拠点がなく、地域の特性に応じて対処できない大きなリスクを抱えている。</p> <p>新しい大学は、県境や自治体の垣根を越えた広域的な危機管理の支援拠点となる。</p> <p>◎持続的経済成長戦略のキーとなる規制緩和と新規経済成長産業の開発・育成を考えると、IPS細胞に代表されるライフサイエンス分野を支える獣医師の育成が不可欠である。</p> <p>新しい大学は、疾病の防止・公衆衛生の進展など人間の健康の確保に寄与する獣医学の知見の有用性を背景に、ライフサイエンス分野で活躍できる人材や優秀な研究者及び教育者を養成する拠点になる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	Ⅲ
<p>平成 24 年 3 月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、平成 25 年 3 月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。</p> <p>本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国の見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。</p> <p>本提言を踏まえつつ、平成 26 年 4 月の研究協力者会議においても、入学定員の在り方を含む「議論のまとめ」(素案)について議論を行ったところであり、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成 26 年度内に速やかに検討を行う。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答してください。また、今後の検討スケジュール等について具体的に示してください。</p>			
提案主体からの意見	<p>入学定員を含む今後の獣医師養成の在り方については、地域偏在の解消と社会的ニーズを踏まえた国際水準を満たす獣医師養成教育体制の確立が必要であると考え。そのためには、従来型の教育体制からの脱却が重要であると考え。</p> <p>これを早急に解決するためには、国際水準の教育体制を目指す新たな獣医系大学の設置を認める特別措置を講じるべきと考えるが、文部科学省の見解をお伺いしたい。</p> <p>なお、文部科学省より「平成 26 年度内に速やかに検討を行う」とされたが、研究協力者会議の「議論のまとめ」の公表時期や、今後の検討の具体的なスケジュールについてご教示いただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>入学定員を含む獣医師養成の在り方については、文部科学省に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、検討を行ってきたところである。</p> <p>研究協力者会議における「議論のまとめ」が 6 月に取りまとまったところであり、「議論のまとめ」を踏まえ、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成 26 年度内に速やかに検討を行う。</p> <p>なお、平成 26 年 5 月の「構造改革特別区域の第 24 次提案等に対する政府の対応方針」(構造改革特別区域推進本部決定)において、「平成 26 年度内に速やかに検討を行う」とされたところ。</p>				